

一般統計調査の点検について

一般統計調査^(232調査)に関する点検について

各府省から報告があったものを「影響度の区分(5月9日点検検証部会)」(資料1-1)に照らして整理すれば、以下のとおり

1. 影響度区分Ⅳ(利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り) 該当なし

2. 影響度区分Ⅲ(利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り) 16調査(うち14調査は訂正結果公表済)【2・3ページ参照】

①一部の集計表において必要な復元推計を行っていなかった(2調査) → 再発防止の観点から点検検証部会で確認が必要

②報告者の誤記入、受託業者のミス、プログラム設計ミス等による結果数値の誤り(14調査) → 訂正未実施の調査は速やかに訂正・公表

※当該箇所は、SNA、給付等に直接使用されるものではないこと等から、重大な影響は生じないと考えられる。

3. 影響度区分Ⅰ～Ⅱ(数値の誤りは生じていない)と考えられるが、結果精度への影響の観点から確認が必要 11調査【4・5ページ参照】

1)調査対象の範囲(4調査)

調査対象から一部の業種を除外

例「バー、キャバレー、ナイトクラブ」、「自動販売機」

2)抽出方法等(5調査)

全数調査を標本調査にて実施、

少ない調査対象数で実施 等

3)調査方法(2調査)

調査員調査の全部又は一部を

郵送調査にて実施

→ ①結果精度への影響について、点検検証部会において確認が必要、②調査計画どおり実施又はユーザーニーズ等を踏まえた上で調査計画の見直し。

※その他結果数値に影響のない手続上の問題のみの調査(129調査)【影響度区分Ⅰ～Ⅱ】

公表遅延(81調査)

・調査票の回収遅れに伴う
公表期日の遅れ 等

調査方法、調査組織(8調査)

・郵送ではなくオンラインで実施、
一部地方支部局を経由せず実施

集計事項(50調査)

・不要な事項を調査計画に
記載、集計済事項を未公
表 等

公表方法(9調査)

・自省HP記載済であるものの、
e-Statへの掲載漏れ 等

調査期間、提出期限、基準 日等(40調査)

・配布時期や回収時期の
遅れ 等

報告事項(5調査)

・新たに生じたニーズに合わせ
た調査事項の追加 等

抽出方法等(31調査)

・母集団名簿の最新情報
への更新 等

その他(4調査)

・日本標準産業分類以外に独
自分類を用いて集計 等

→ ①担当府省において調査計画どおり実施又はユーザーニーズ等を踏まえた上で調査計画の見直し。総務省において審査、フォローアップを実施のうえ、部会に報告
②統計法に基づく調査計画の承認事項の見直しについても検討

※各省からの報告総数154調査(重複計上あるため、上記の合計と一致しない)

点検結果：結果数値の訂正を伴うもの

○復元推計を行っていないかった調査(2調査)

統計調査名	事案の概要	対応
最低賃金に関する実態調査(厚生労働省)	<p>・賃金改定状況調査のうち、一部の集計表(産業別の賃金引上げ・引下げ実施事業所の割合等)で復元を行っていないかった。</p> <p>※最低賃金は本調査のほか様々なデータ、要素を総合的に勘案して最低賃金審議会において審議し、決定及び改正等がなされていることから、最低賃金の水準に影響はない(中央最低賃金審議会においてもその点は了承されている。)</p>	5月14日の中央最低賃金審議会に報告済 同日、復元推計した集計値を公表済
労務費率調査(厚生労働省)	<p>・労務費率調査の統計表のうち、①「労務費率に係る統計表」については復元処理を適切に行っていた。しかし、②「下請事業者数別構成割合」、③「確定保険料額別構成割合」及び④「延労働者数別構成割合」については、集計作業時のチェックが不足していたことにより復元処理が行われていなかった。</p> <p>※統計表のうち、①「労務費率に係る統計表」に限り、労務費率(建設事業における請負の場合の労災保険料の算定に使用される。)の改定の基礎資料として施策の企画・立案に活用しているが、それ以外の②～④の3表は、政策立案、予算積算、他の指標のいずれについても活用されていない。</p>	平成31年4月26日付で正誤情報を公表済

点検結果：結果数値の訂正を伴うもの

○その他の結果数値訂正が必要な調査(14調査)

統計調査名	事案の概要 ※利活用への影響は「影響度の区分」(資料1-1)に照らして記載	正誤公表
通信利用動向調査(総務省)	請負事業者のプログラムミスにより、全143表のうち1表の一部項目を訂正(「導入しているIoTのシステムやサービス」を訂正)。SNA・QEの利用項目ではなく、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.3.29
学術情報基盤実態調査(文部科学省)	調査システムの構築を委託した事業者のプログラムミスにより、全65表のうち2表の一部項目を訂正。主に省内で施策立案の参考に用いられる資料であり利用上重大な影響は生じないと考えられる。	R1.5.15
大学等におけるフルタイム換算データに関する調査(〃)	委託事業者のプログラムミスにより、全42表のうち2表の一部項目を訂正(研究資金の金額に係る項目)。他の統計調査や業務等への影響は確認されておらず利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.8
雇用動向調査(厚生労働省)	復元推計作業に毎月勤労統計調査のデータを用いているため再集計が必要。施策の参考資料として用いるものであり施策決定の根拠として直接的に用いられてはいないため、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	再集計中 (H31.3.29 一部公表済)
雇用の構造に関する実態調査(〃)	同上	再集計中 (H31.3.29 一部公表済)
労使関係総合調査(〃)	同上	H31.3.15
障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(〃)	委託事業者のプログラムミスにより、全191表のうち6表の一部項目を訂正。取得事業所が少ない(1%未満の)個別加算に関する結果表で、会議等でも活用していないため利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.26
食肉検査等情報還元調査(〃)	報告者(地方自治体)からの報告誤り及び職員による集計誤りにより、全15表のうち1表の一部項目を訂正。疾病発生数のわずかな訂正であり施策等への利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.26
賃金引上げ等の実態に関する調査(〃)	全127表(e-Stat)中の1表について、報告書掲載統計表の数値誤り。(他調査の利用項目ではないため、利用上重大な影響は生じないと考えられる。)	H31.3.7
森林組合一斉調査(農林水産省)	調査対象の報告誤りにより、全149表のうち1表の一部項目を訂正(森林経営計画の件数)。監督指針等の森林組合制度の見直し等の基礎資料に用いているが、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.2.18
特用林産物生産統計調査(〃)	報告者(地方自治体)からの報告誤りにより、全173表のうち57表の一部項目を訂正。SNAに一部項目(竹材、木炭の生産量)が使われているが、わずかな訂正(竹材1,197→1,196千束、木炭15,942→15,941トン等)であること等からSNAの結果数値に影響を及ぼすものではなく、他の施策等へも利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.18
全国貨物純流動調査(国土交通省)	委託事業者のプログラムミスにより、全152表のうち4表の一部項目を訂正。訂正した集計表については、その他の統計の作成の際に利用されていないこと、施策等の根拠として用いられていないことから、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	R1.5.15
水害統計調査(〃)	報告者(地方自治体)からの報告誤りにより、単年の被害を示す全44図表のうち29図表の一部項目を訂正。水害統計は、治水計画の検討にあたり過去の被害の実績を表す参考的な情報として利用されるものであること、年間被害額における0.15%程度の訂正であることから、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.26
環境にやさしい企業行動調査(環境省)	委託事業者の編集作業の誤り(貼り付け作業のミス等)により、詳細版全154表のうち2表、概要版全36表のうち5表を訂正。他の調査等への利活用事例は確認されておらず、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.16

点検結果：結果精度への影響について確認を要する調査

事案の概要及び統計調査名

		統計調査名	事案概要	影響等
1)調査計画に記載した調査対象の一部を調査していない(4調査)	i)飲食サービス業等のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査せず	賃金構造基本統計調査試験調査(厚生労働省)	飲食サービス業等のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査せず。	賃金構造基本統計調査試験調査は、本体調査の基礎資料を得るための1回限りの調査。本体調査において対応予定。
		雇用動向調査(厚生労働省)	同上	「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用労働者数は、雇用動向調査の調査対象産業の事業所では全体の0.3%であり、結果全体に与える影響はほとんどないと考えられる。
		労使関係総合調査(厚生労働省)	労使関係総合調査については、上記に加え、生活関連サービス業等のうち「家事サービス業」、サービス事業等のうち「外国公務」も除外。	「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用労働者数は、労使関係総合調査の調査対象産業の事業所では全体の0.1%であり、結果に与える影響はほとんどないと考えられる。 「家事サービス業」及び「外国公務」は計画上に除外する旨明記していなかったが、調査の性格上、元々対象外としているものであり、調査対象の母集団からも除外している。
	ii)小売業等のうち「自動販売機による小売業」等を調査せず	中小企業実態基本調査(経済産業省)	小売業等のうち「自動販売機による小売業」、宿泊業等のうち「その他の宿泊業」(例：学生寮)、娯楽業等のうち「競輪・競馬等の競走場、競技団」(例：きゅう舎)を除外して調査を実施。	・除外した小分類の企業数が大分類の企業全体に占める割合は0.2~0.3%と極めて小さく、結果に与える影響は軽微と考えられる。 ・内閣府の「国民経済計算」において、本調査結果の一部が使用されているが、当該の小分類を母集団から除外した業種に係る部分は使用されていない。また、本事案に関する調査結果を、法令・予算・税等の設計に活用しているものは、確認した限り存在しない。
2)調査計画よりも標本数減少等につながる対応(5調査)	i)調査客体数が計画より多かったため全数調査ではなく標本調査を実施	保険医療材料等使用状況調査(厚生労働省)	・放射線治療施設を有し、かつ一般病床が200床以上の一般病院について、約1,000施設(全数)との計画に対し、最新の母集団が1,361施設であったため無作為抽出した1,000施設への標本調査を実施。 ・最新状況が平成27年である「医療施設調査の結果を元に作成する名簿」ではなく、平成29年の情報を得られる「保険医療機関等管理システム」を母集団名簿として活用していた。	・医療材料の使用状況及び実勢価格を把握し、診療報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする調査。医療材料の使用状況、実勢価格について同一の抽出率で抽出された割合や平均のみの調査であるため、復元は不要。 ・「保険医療機関等管理システム」と「医療施設等調査の結果を元に作成する名簿」とは、実質的に同じ範囲の対象(在宅診療を比較的多く実施している一般診療所)をカバーしていることが確認されており、名簿を変更しても、補足率の点で問題は無い。
		生活状況に関する調査(内閣府)	母集団名簿について、「住民基本台帳によるH30.1.1現在の人口」により作成するとしていたが、委託事業者のシステムへのデータ入力の実査までに間に合わないことから「H29.1.1現在の人口」により作成。	層別の標本配分に使用する情報であり、集計にも同じものが用いられているので、推計の欠陥や偏りを生じるものではない。
	ii)計画上の母集団情報よりもバージョンの古いものを使った	青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)	調査地点の選定にあたり、調査計画では「平成27年国勢調査時に設定された調査区」を用いていたが、委託事業者のシステムへのデータ入力の実査までに間に合わないことから「平成22年国勢調査時に設定された調査区」を使用していた。	層別の配分に使用する情報であり、集計にも同じものが用いられているので、推計の欠陥や偏りを生じるものではない。

点検結果：結果精度への影響について確認を要する調査(前頁続き)

事案の概要及び統計調査名

2) 調査計画よりも標本数減少等につながる対応(5調査)	iii) 調査客体数が計画よりも減少	特定作物統計調査(農林水産省)	2017年調査から調査計画を変更した際、一物品目について、変更前の調査計画の標本数で調査したことにより調査客体数減少(約970→843)	平成29年度調査結果については、①平成28年度調査では適正とされていた調査方法に基づくものであること、②十分な精度が得られており、政策への影響が生じていないことから、公表結果を訂正する必要はないと考えられる。
		生コンクリート流通統計調査(経済産業省)	平成29年度調査において、調査計画に基づき一定規模以上の生産量を持つ事業者は全数を対象とすべきところ、事前の確認にて、生産量が一定未満又は廃業済等のものは調査対象外と認識していたが、73件が事後的に調査対象(一定の生産量がある)と判明。結果として2473件中73件が未送付となった。	<ul style="list-style-type: none"> 計画通りに全数調査を実施した平成30年度調査の状況を踏まえ、回答が得られた事業者の生産能力に県別の稼働率をかけた推定出荷数量を算出した結果と平成29年度調査合計出荷数量実績と比較したところ、未送付分の影響は全体の1%程度と推計でき、結果に与える影響は軽微と考えられる。 平成30年度調査については、調査計画に基づき、全数調査を実施。 なお、本調査は平成30年度調査をもって中止している。
3) 調査員調査の全部又は一部を郵送調査に変更(2調査)		港湾運送事業雇用実態調査(厚生労働省)	調査計画上は調査員調査とされているが、郵送調査及び職員調査も併用して実施している。	郵送調査においても8割を超える高い回収率となっており、特段の問題は生じていない。
		全国道路・街路交通情勢調査(国土交通省)	平成27年に調査方法を調査員・郵送調査から郵送・オンライン調査に変更。	<p>平成22年調査時にオートロックの普及による回答入手の困難さや訪問調査の被調査者の心理的負担等が課題となったため、インターネット環境の普及を踏まえつつ調査事務の効率化を目的として、平成27年調査時に調査員調査を廃止し、オンライン調査を導入した。</p> <p>平成29年一斉点検時の指摘を踏まえ、平成30年度から次回調査方法等に関する有識者会議を開催しており、次回令和2年の調査までに調査計画の変更申請を適切に実施予定。</p>